

京都府 漁業権に関する情報一覧
【共同漁業権】

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
京共第1号	舞鶴市字下安久1013の1京都府漁業協同組合	舞鶴市字田井の地先	次の京共基2号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及び京共基1号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 京共基1号京都府、福井県境界 京共基2号舞鶴市字田井、宇成生境界 京共基3号舞鶴市字成生地先磯島南端 京共基4号舞鶴市字成生地先桃崎鼻 京共基5号舞鶴市字成生地先奈島北方高処 京共基6号舞鶴市字成生、宇野原境界 京共基7号舞鶴市字田井毛島ローテ鼻 ア 京共基3号から真方位139度31分 470メートルの点 イ 京共基4号から真方位147度03分 897メートルの点 ウ 京共基4号から真方位 93度54分1.414メートルの点 エ 京共基5号から真方位 67度35分 515メートルの点 オ 京共基6号から真方位 80度55分 709メートルの点 カ 京共基6号から真方位 27度49分1.248メートルの点 キ 京共基7号から真方位353度15分1.000メートルの点 ク 京共基7号から真方位 83度15分1.500メートルの点 ケ 京共基1号から真方位 23度20分1.200メートルの点	第一種共同漁業	あわび漁業、さざえ漁業、かき漁業、いかい漁業、ばいがい漁業、にないがい漁業、なまこ漁業、たこ漁業、うに漁業 1月1日から12月31日まで わかめ漁業 2月1日から7月31日まで もずく漁業 3月1日から8月31日まで てんぐさ漁業 1月1日から12月31日まで のり漁業 9月1日から翌年4月30日まで えごのり漁業 2月1日から10月31日まで いぎす漁業 5月1日から8月31日まで あかもく漁業 1月1日から12月31日まで	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	団体漁業権	宇田井	なし
京共第2号	舞鶴市字下安久1013の1京都府漁業協同組合	舞鶴市字成生の地先	次の京共基2号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び京共基6号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 京共基2号舞鶴市字田井、宇成生境界 京共基3号舞鶴市字成生地先磯島南端 京共基4号舞鶴市字成生地先桃崎鼻 京共基5号舞鶴市字成生地先奈島北方高処 京共基6号舞鶴市字成生、宇野原境界 ア 京共基3号から真方位139度31分 470メートルの点 イ 京共基4号から真方位147度03分 897メートルの点 ウ 京共基4号から真方位 93度54分1.414メートルの点 エ 京共基5号から真方位 67度35分 515メートルの点 オ 京共基6号から真方位 80度55分 709メートルの点 カ 京共基6号から真方位 27度49分1.248メートルの点 キ 京共基6号から真方位353度15分1.000メートルの点	第一種共同漁業	あわび漁業、さざえ漁業、かき漁業、いかい漁業、ばいがい漁業、にないがい漁業、なまこ漁業、たこ漁業、うに漁業 1月1日から12月31日まで わかめ漁業 2月1日から6月30日まで もずく漁業 3月1日から8月31日まで てんぐさ漁業 1月1日から12月31日まで のり漁業 9月1日から翌年4月30日まで えごのり漁業 2月1日から10月31日まで いぎす漁業 4月1日から8月31日まで	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	団体漁業権	宇成生	なし
京共第3号	舞鶴市字下安久1013の1京都府漁業協同組合	舞鶴市字野原の地先	次の京共基8号、ア、イ、ウ及び京共基6号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 京共基6号舞鶴市字成生、宇野原境界 京共基8号舞鶴市字野原、宇小橋境界 京共基9号舞鶴市字野原小学高島西礁 ア 京共基8号から真方位345度45分1.000メートルの点 イ 京共基9号から真方位313度15分1.000メートルの点 ウ 京共基6号から真方位353度15分1.000メートルの点	第一種共同漁業	あわび漁業、さざえ漁業、かき漁業、いかい漁業、ばいがい漁業、にないがい漁業、なまこ漁業、たこ漁業、うに漁業 1月1日から12月31日まで わかめ漁業 2月1日から7月31日まで もずく漁業 3月1日から8月31日まで てんぐさ漁業 1月1日から12月31日まで のり漁業 9月1日から翌年4月30日まで あらめ漁業 1月1日から12月31日まで	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	団体漁業権	宇野原	なし
				第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業、いそうお刺網漁業、えび・かに刺網漁業、いそうおこなわ漁業 1月1日から12月31日まで いそうおもどり漁業 1月1日から8月31日まで かわはぎのせ網漁業 7月1日から11月30日まで				
				第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業、いそうお刺網漁業、えび・かに刺網漁業、いそうおこなわ漁業 1月1日から12月31日まで いそうおもどり漁業 1月1日から8月31日まで かわはぎのせ網漁業 7月1日から11月30日まで				

京共第4号	舞鶴市字下安久1013の1 京都府漁業協同組合	舞鶴市字小橋の地先	次の京共基10号、ア、イ、ウ及び京共基8号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 京共基8号舞鶴市字野原、字小橋境界 京共基10号舞鶴市字小橋、字三浜境界 京共基11号舞鶴市字小橋字アンジャ島地先帯礁 ア 京共基10号から真方位325度15分 450メートルの点 イ 京共基11号から真方位325度15分 610メートルの点 ウ 京共基8号から真方位345度45分1,000メートルの点	第一種共同漁業 あわび漁業、さざえ漁業、かき漁業、いかい漁業、ばいかい漁業、にないがい漁業、なまこ漁業、たこ漁業、うに漁業、しゃこ漁業 1月1日から12月31日まで わかめ漁業 1月1日から7月31日まで もずく漁業 3月1日から8月31日まで てんぐさ漁業 1月1日から12月31日まで のり漁業 9月1日から翌年4月30日まで あらめ漁業 2月1日から8月31日まで あかもく漁業、むかでのり漁業 1月1日から12月31日まで	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	団体漁業種	字小橋	なし
京共第5号	舞鶴市字下安久1013の1 京都府漁業協同組合	舞鶴市字三浜の地先	次の京共基13号、ア、イ、ウ、エ及び京共基10号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 京共基10号舞鶴市字小橋、字三浜境界 京共基12号舞鶴市字三浜地先大礁 京共基13号舞鶴市字三浜、字瀬崎境界 ア 京共基13号から真方位323度15分1,000メートルの点 イ 京共基12号から真方位346度15分1,000メートルの点 ウ 京共基10号から真方位336度05分1,000メートルの点 エ 京共基10号から真方位325度15分 450メートルの点	第一種共同漁業 あわび漁業、さざえ漁業、かき漁業、いかい漁業、ばいかい漁業、にないがい漁業、なまこ漁業、たこ漁業、うに漁業、しゃこ漁業 1月1日から12月31日まで わかめ漁業 1月1日から7月31日まで もずく漁業 3月1日から8月31日まで てんぐさ漁業 1月1日から12月31日まで のり漁業 9月1日から翌年4月30日まで あらめ漁業 2月1日から8月31日まで あかもく漁業、むかでのり漁業 1月1日から12月31日まで	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	団体漁業種	字三浜	なし
京共第6号	舞鶴市字下安久1013の1 京都府漁業協同組合	舞鶴市字小橋の地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 京共基14号舞鶴市字小橋字磯葛島白礁 京共基15号舞鶴市字小橋字沖葛島 京共基16号舞鶴市字小橋字沖葛島北端 京共基17号舞鶴市字小橋字磯葛島 ア 京共基14号から真方位188度15分230メートルの点 イ 京共基15号から真方位277度45分260メートルの点 ウ 京共基16号から真方位308度15分180メートルの点 エ 京共基16号から真方位358度15分260メートルの点 オ 京共基17号から真方位 77度15分180メートルの点 カ 京共基14号から真方位122度15分200メートルの点	第一種共同漁業 あわび漁業、さざえ漁業、かき漁業、いかい漁業、ばいかい漁業、にないがい漁業、なまこ漁業、たこ漁業、うに漁業、しゃこ漁業 1月1日から12月31日まで わかめ漁業 1月1日から7月31日まで もずく漁業 3月1日から8月31日まで てんぐさ漁業 1月1日から12月31日まで のり漁業 9月1日から翌年4月30日まで あらめ漁業 2月1日から8月31日まで あかもく漁業、むかでのり漁業 1月1日から12月31日まで	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	団体漁業種	字小橋、字三浜	なし
				第二種共同漁業 雑魚小型定置漁業、いそうお刺網漁業、えび・かに刺網漁業、いそうおかごなわ漁業、あなご筒漁業、かわはぎのせ網漁業 1月1日から12月31日まで				
				第三種共同漁業 雑魚地びき網漁業 1月1日から12月31日まで				

京共第7号	舞鶴市宇下安久1013の1 京都府漁業協同組合	舞鶴市宇野原、宇小橋、宇三浜(冠島)の地先	<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>京共基18号舞鶴市宇野原、宇小橋、宇三浜小字大島1番地南端 京共基19号舞鶴市宇野原、宇小橋、宇三浜小字小島2番地北端 ア 京共基18号から真方位147度15分1,000メートルの点 イ 京共基18号から真方位246度15分1,000メートルの点 ウ 京共基19号から真方位327度15分1,000メートルの点 エ 京共基19号から真方位 68度15分1,000メートルの点</p>	第一種共同漁業	<p>あわび漁業、さざえ漁業、かき漁業、いかい漁業、なまこ漁業、たこ漁業、うに漁業 1月1日から12月31日まで</p> <p>わかめ漁業 1月1日から7月31日まで</p> <p>もずく漁業 3月1日から8月31日まで</p> <p>てんぐさ漁業 1月1日から12月31日まで</p> <p>のり漁業 9月1日から翌年4月30日まで</p>	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	団体漁業種	宇野原、宇小橋、宇三浜	なし
京共第8号	舞鶴市宇下安久1013の1 京都府漁業協同組合	舞鶴市宇瀬崎、宇西神崎及び宇東神崎の地先並びに舞鶴湾	<p>次の京共基13号、ア、イ、ウ、エ、オ、補助点F及び京共基23号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>ただし、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ケ、コ及びサの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ及びニの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、基点K、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ、フ、ヘ、ホ及びマの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ミ、ム、メ、モ、ヤ、ユ、ヨ、ラ、リ、ル、レ、ロ及びワの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、あ、い、う、え、お、か、き、く、け、こ、さ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、し、ず、せ及びシの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに、ち、つ、て、と、な、に、ぬ、わ及びの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く</p> <p>京共基13号舞鶴市宇三浜、宇瀬崎境界 京共基20号舞鶴市宇下安久1013の1 京共基21号舞鶴市宇下安久1013の2 京共基22号舞鶴市宇東神崎金山ヶ崎突端 京共基23号舞鶴市宇西神崎浜頭 補助点F 京共基23号から真方位287度02分57メートルの点 ア 京共基13号から真方位323度15分1,000メートルの点 イ 京共基20号から真方位321度15分1,000メートルの点 ウ 京共基21号から真方位283度15分1,000メートルの点 エ 京共基22号から真方位 13度45分1,000メートルの点 オ 補助点Fから真方位18度15分2,500メートルの点 基点G 舞鶴市宇喜多第4埠頭北東端 カ Gから真方位351度45分880メートルの点 キ Kから真方位 4度45分348メートルの点 ク Kから真方位306度45分410メートルの点 基点H 舞鶴市宇赤野黒田橋南東基部 ケ Hから真方位193度15分976メートルの点 コ Hから真方位200度15分980メートルの点 サ Hから真方位269度45分110メートルの点 基点I 舞鶴市宇大君小字砥石崎大君貯木場防波堤南東端 基点J 舞鶴市宇大君小字砥石崎大君貯木場防波堤北東端 シ Iから真方位183度15分 5メートルの点 ス Jから真方位278度15分 9メートルの点 セ Jから真方位329度45分13メートルの点 ソ IからJ見通線を基線として42度30分の線とJからJI見通線を基線として263度45分の線との交点 タ IからJ見通線を基線として93度15分の線とJからJI見通線を基線として316度00分の線との交点 チ IからJ見通線を基線として93度15分の線とJからJI見通線を基線として315度00分の線との交点 ツ IからJ見通線を基線として118度15分の線とJからJI見通線を基線として326度15分の線との交点 テ IからJ見通線を基線として136度15分の線とJからJI見通線を基線として334度45分の線との交点 ト IからJ見通線を基線として143度30分の線とJからJI見通線を基線として339度30分の線との交点 ナ Jから真方位176度10分234メートルの点 ニ Jから真方位180度10分222メートルの点 基点K 舞鶴市宇松陰第2埠頭第3号岸壁南端から岸壁沿い北方185メートルの点 基点L 舞鶴市宇北田辺第1埠頭西北端 基点M 舞鶴市宇下安久漁港埠頭西北端から岸壁沿い東方10メートルの点 ヌ Kから真方位263度15分9メートルの点 ネ Kから真方位344度00分75メートルの点 ノ LからLM見通線を基線として281度15分の線とMからML見通線を基線として50度45分の線との交点 ハ LからLM見通線を基線として295度00分の線とMからML見通線を基線として36度00分の線との交点 ヒ LからLM見通線を基線として264度00分の線とMからML見通線を基線として12度45分の線との交点 フ LからLM見通線を基線として246度10分の線とMからML見通線を基線として12度30分の線との交点 ヘ Lから真方位234度30分80メートルの点 ホ Lから真方位163度15分182メートルの点 マ Lから真方位167度15分187メートルの点 基点N 舞鶴市宇浜前島北東端 基点O 舞鶴市宇浜前島京都府漁業連荷さばき所建物西北端 ミ Nから真方位150度45分20メートルの点 ム Nから真方位98度45分50メートルの点 メ Nから真方位70度30分46メートルの点 モ Nから真方位55度00分12メートルの点 ヤ Nから真方位 5度45分27メートルの点 ユ NからNO見通線を基線として248度15分の線とOからON見通線を基線として15度00分の線との交点 ヨ NからNO見通線を基線として281度45分の線とOからON見通線を基線として32度00分の線との交点 ラ NからNO見通線を基線として322度30分の線とOからON見通線を基線として24度30分の線との交点 リ NからNO見通線を基線として321度30分の線とOからON見通線を基線として28度00分の線との交点 ル NからNO見通線を基線として352度00分の線とOからON見通線を基線として14度00分の線との交点 レ NからNO見通線を基線として349度15分の線とOからON見通線を基線として22度00分の線との交点 ロ NからNO見通線を基線として358度00分の線とOからON見通線を基線として6度40分の線との交点 ワ NからNO見通線を基線として333度30分の線とOからON見通線を基線として332度00分の線との交点 基点P 舞鶴市宇喜多所在の4等三角点喜多 基点Q 舞鶴市宇松陰第3埠頭北東端 基点K 舞鶴市宇松陰第2埠頭西側 あ Pから真方位84度15分364メートルの点 い PからPQ見通線を基線として310度00分の線とQからQP見通線を基線として15度15分の線との交点 う PからPQ見通線を基線として310度30分の線とQからQP見通線を基線として18度00分の線との交点 え PからPQ見通線を基線として309度15分の線とQからQP見通線を基線として18度15分の線との交点 お PからPQ見通線を基線として309度30分の線とQからQP見通線を基線として19度45分の線との交点 か PからPQ見通線を基線として333度30分の線とQからQP見通線を基線として</p>	第一種共同漁業	<p>あわび漁業、さざえ漁業、かき漁業、いかい漁業、なまこ漁業、たこ漁業、うに漁業、はまぐり漁業、とりがい漁業、あさりがい漁業、おおのがい漁業、あかがい漁業、あかにしがい漁業、いたやがい漁業、なまこ漁業、たこ漁業、うに漁業、しゃこ漁業、餌虫漁業 1月1日から12月31日まで</p> <p>わかめ漁業 2月1日から7月31日まで</p> <p>もずく漁業 3月1日から8月31日まで</p> <p>てんぐさ漁業 1月1日から12月31日まで</p> <p>のり漁業 9月1日から翌年4月30日まで</p> <p>ほんだわら漁業 2月1日から8月31日まで</p>	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	団体漁業種	舞鶴市(宇田井、宇野原、宇小橋、宇三浜を除く。)	なし

			<p>て14度45分の線との交点 き PからPQ見通線を基線として350度30分の線とQからQP見通線を基線として7度47分の線との交点 く PからPQ見通線を基線として0度45分の線とQからQP見通線を基線として359度00分の線との交点 け PからPQ見通線を基線として359度00分の線とQからQP見通線を基線として1度15分の線との交点 こ PからPQ見通線を基線として5度45分の線とQからQP見通線を基線として348度45分の線との交点 さ Qから真方位318度45分456メートルの点 し Qから真方位109度45分223メートルの点 す QからQK見通線を基線として79度55分の線とKからKQ見通線を基線として313度15分の線との交点 せ QからQK見通線を基線として51度10分の線とKからKQ見通線を基線として314度00分の線との交点 そ Kから真方位163度30分187メートルの点 基点R 舞鶴市宇佐波賀所在の4等三角点はな 基点S 舞鶴市宇大波下所在の3等三角点袋谷 た Rから真方位112度00分1.301メートルの点 ち RからRS見通線を基線として12度45分の線とSからSR見通線を基線として348度30分の線との交点 つ RからRS見通線を基線として13度15分の線とSからSR見通線を基線として347度00分の線との交点 て RからRS見通線を基線として13度45分の線とSからSR見通線を基線として348度30分の線との交点 と RからRS見通線を基線として15度30分の線とSからSR見通線を基線として349度30分の線との交点 な RからRS見通線を基線として2度30分の線とSからSR見通線を基線として358度30分の線との交点 に RからRS見通線を基線として1度45分の線とSからSR見通線を基線として358度30分の線との交点 め RからRS見通線を基線として0度30分の線とSからSR見通線を基線として359度30分の線との交点 ね Sから真方位255度00分1.038メートルの点 の Sから真方位254度45分1.003メートルの点</p>	<p>第二種共同漁業</p>	<p>雑魚小型定置漁業、いそうお刺網漁業、いそうおかごなわ漁業、いそうおもんどり漁業、あなご筒漁業 1月1日から12月31日まで</p>					
京共第9号	舞鶴市宇下安久1013の1 京都府漁業協同組合	舞鶴市宇西神崎、宇油江、宇蒲江、宇和江の地先	<p>次の京共基23号とアを結んだ線、アと由良川の中央線を通りウに至る線、ウと京共基25号を結んだ線、京共基24号とイを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 京共基23号舞鶴市宇西神崎浜頭 京共基24号舞鶴市宇蒲江小字太田1の2番地1号 京共基25号舞鶴市宇和江、宮津市宇石浦境界 京共基74号宮津市宇由良浜頭1462の2北東角 ア 京共基23号と京共基74号を結んだ線の中央点 イ 京共基24号から真方位265度15分の線と対岸との交点 ウ 京共基25号から真方位93度15分の線の由良川の中央点</p>	<p>第一種共同漁業 はまぐり漁業、しじみがい漁業 第二種共同漁業 いそうお刺網漁業、いそうおかごなわ漁業、いそうおもんどり漁業、うなぎ筒漁業、いさざ落し網漁業</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>	<p>平成26年1月1日から平成35年12月31日まで</p>	<p>団体漁業権</p>	<p>宇西神崎、宇油江、宇蒲江、宇和江</p>	<p>なし</p>	
京共第10号	舞鶴市宇下安久1013の1 京都府漁業協同組合	宮津市宇石浦、宇由良の地先	<p>次の京共基74号とアを結んだ線、アと由良川の中央線を通りイに至る線、イと京共基25号を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 京共基23号舞鶴市宇西神崎浜頭 京共基25号舞鶴市宇和江、宮津市宇石浦境界 京共基74号宮津市宇由良浜頭1462の2北東角 ア 京共基23号と京共基74号を結んだ線の中央点 イ 京共基25号から真方位93度15分の線の由良川の中央点</p>	<p>第一種共同漁業 はまぐり漁業、しじみがい漁業 第二種共同漁業 雑魚小型定置漁業、いそうお刺網漁業、いそうおかごなわ漁業、いそうおもんどり漁業、うなぎ筒漁業、いさざ落し網漁業</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>	<p>平成26年1月1日から平成35年12月31日まで</p>	<p>団体漁業権</p>	<p>宇由良、宇石浦</p>	<p>なし</p>	
京共第11号	舞鶴市宇下安久1013の1 京都府漁業協同組合	宮津市宇由良、宇脇、宇小寺、宇上中津、宇小田宿野、宇島陰、宇田井の地先	<p>次の京共基74号、補助点F、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び京共基28号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、基点H、キ、ク及び基点Iの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに基点J、ケ、コ、サ、シ及び基点Kの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 京共基23号舞鶴市宇西神崎浜頭 京共基26号宮津市宇由良小字桃島 京共基27号宮津市宇小田宿野小字無双鼻 京共基28号宮津市宇田井小字黒崎 京共基73号宮津市宇小田宿野小字塔ヶ鼻 京共基74号宮津市宇由良浜頭1462の2北東角 補助点F 京共基23号から真方位287度02分57メートルの点 ア 補助点Fから真方位18度15分2.500メートルの点 イ 京共基26号から真方位 16度07分1.060メートルの点 ウ 京共基73号から真方位112度07分1.164メートルの点 エ 京共基27号から真方位 93度15分1.000メートルの点 オ 京共基28号から真方位 43度15分1.000メートルの点 カ 京共基28号から真方位323度15分1.000メートルの点 基点H 宮津市宇小田宿野1001番地に設置した標柱(宮津市宇小田宿野小字木下機崎三角点から真方位9度36分38秒368.104メートルの点) 基点I 宮津市宇小田宿野1029番地の2に設置した標柱(宮津市宇小田宿野小字木下機崎三角点から真方位15度50分27秒231.751メートルの点) キ Hから真方位269度16分40メートルの点 ク から真方位269度16分40メートルの点 基点J 宮津市宇小田宿野小字城山1725番地機崎に設置した標柱(宮津市宇小田宿野小字木下機崎三角点から真方位155度04分34秒425.450メートルの点) 基点K 宮津市宇小田宿野小字ツナギ山816番地の1に設置した標柱(宮津市宇小田宿野小字木下機崎三角点から真方位100度42分39秒1.077.179メートルの点) ケ Jから真方位141度00分300メートルの点 コ Kから真方位204度13分474メートルの点 サ Kから真方位208度11分144メートルの点 シ Kから真方位168度09分110メートルの点</p>	<p>第一種共同漁業 あわび漁業、さざえ漁業、かき漁業、いかい漁業、ばいがい漁業、はまぐり漁業、とりがいがい漁業、なまこ漁業、たこ漁業、うに漁業 1月1日から12月31日まで わかめ漁業 2月1日から7月31日まで もずく漁業 3月1日から8月31日まで てんぐさ漁業 1月1日から12月31日まで のり漁業 9月1日から翌年4月30日まで あらめ漁業 2月1日から8月31日まで えこのり漁業、いぎす漁業 5月1日から8月31日まで あかもく漁業 1月1日から3月31日まで</p>	<p>第二種共同漁業 雑魚小型定置漁業、いそうお刺網漁業、えびかに刺網漁業、いそうおかごなわ漁業、いそうおもんどり漁業、雑魚のせ網漁業 1月1日から12月31日まで</p>	<p>第三種共同漁業 雑魚地びき網漁業 1月1日から12月31日まで</p>	<p>平成26年1月1日から平成35年12月31日まで</p>	<p>団体漁業権</p>	<p>宇由良、宇石浦、宇中村、宇脇、宇小寺、宇上中津、宇小田宿野、宇島陰、宇田井</p>	<p>なし</p>

京共第12号	舞鶴市字下安久1013の1 京都府漁業協同組合	宮津湾	<p>次の京共基28号と京共基36号を結んだ線、京共基29号と京共基30号を結んだ線、京共基31号と京共基100号を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。</p> <p>ただし、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点宮津1の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びビスの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ及び基点宮津3の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。</p> <p>京共基28号宮津市宇田井小字黒崎 京共基29号宮津市宇文珠、字万年境界 京共基30号宮津市宇文珠小字橋東南端 京共基31号宮津市宇文珠小字橋地蔵尊 京共基36号宮津市宇日置、字里波見境界 京共基100号宮津市宇文珠大天橋 基点宮津1 宮津市宇田井女島山頂 北緯35度35分0.8秒、東経135度13分40.6秒 ア 基点宮津1から真方位156度32分269メートルの点 イ 基点宮津1から真方位181度44分300メートルの点 ウ 基点宮津1から真方位180度45分230メートルの点 エ 基点宮津1から真方位257度37分86メートルの点 オ 基点宮津1から真方位281度21分75メートルの点 基点宮津2 宮津市宇浜町宮津市民体育館水門西側 北緯35度32分24.6秒、東経135度11分32.9秒 カ 基点宮津2から真方位294度45分13メートルの点 キ 基点宮津2から真方位26度36分27メートルの点 ク 基点宮津2から真方位98度51分120メートルの点 ケ 基点宮津2から真方位92度33分125メートルの点 コ 基点宮津2から真方位95度34分153メートルの点 サ 基点宮津2から真方位101度21分151メートルの点 シ 基点宮津2から真方位105度28分299メートルの点 ソ 基点宮津2から真方位108度53分309メートルの点 基点宮津3 宮津市宇万年小字櫻ヶ鼻護岸上 北緯35度32分51.4秒、東経135度11分13.2秒 セ 基点宮津3から真方位134度35分417メートルの点 ソ 基点宮津3から真方位131度07分366メートルの点 タ 基点宮津3から真方位128度19分323メートルの点 チ 基点宮津3から真方位125度11分264メートルの点 ツ 基点宮津3から真方位122度15分201メートルの点 テ 基点宮津3から真方位121度18分168メートルの点 ト 基点宮津3から真方位118度05分130メートルの点 ナ 基点宮津3から真方位117度00分69メートルの点 ニ 基点宮津3から真方位109度52分27メートルの点</p>	<p>第一種共同漁業</p> <p>あわび漁業、さざえ漁業、かき漁業、いがい漁業、ばいがい漁業、はまぐり漁業、とりががい漁業、あさりががい漁業、あかがい漁業、みるくい漁業、あこやががい漁業、あかにしががい漁業、いたやががい漁業、たいらぎ漁業、なまこ漁業、たこ漁業、うに漁業 1月1日から12月31日まで</p> <p>わかめ漁業 2月1日から7月31日まで</p> <p>もずく漁業 3月1日から8月31日まで</p> <p>てんぐさ漁業 1月1日から12月31日まで</p> <p>のり漁業 9月1日から翌年4月30日まで</p> <p>えごのり漁業、いぎす漁業 5月1日から8月31日まで</p> <p>あかもく漁業 1月1日から3月31日まで</p>	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	団体漁業種	宇田井、字獅子、字矢原、字獅子崎、字波路、字鶴賀、字漁師、字川向、字魚屋、字杉末、字文珠、字江尻、字日置、字池ノ谷、字須津、字宮村、字万年	なし
京共第13号	舞鶴市字下安久1013の1 京都府漁業協同組合	宮津市宇文珠の地先	<p>次の京共基32号と京共基33号を結んだ線、京共基29号と京共基30号を結んだ線、京共基31号と京共基100号を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>京共基29号宮津市宇文珠、字万年境界 京共基30号宮津市宇文珠小字橋東南端 京共基31号宮津市宇文珠小字橋地蔵尊 京共基32号宮津市宇文珠間潮鼻 京共基33号宮津市宇文珠大天橋明神鼻 京共基100号宮津市宇文珠大天橋</p>	<p>第一種共同漁業</p> <p>かき漁業、はまぐり漁業、あさりががい漁業、おのががい漁業、みるくい漁業、しらががい漁業、なまこ漁業 1月1日から12月31日まで</p>	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	団体漁業種	宇文珠、字溝尻、字漁師	なし
京共第14号	舞鶴市字下安久1013の1 京都府漁業協同組合	与謝海	<p>次の京共基32号と京共基33号を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。</p> <p>ただし、京共基34号と京共基35号を結んだ線と線以南の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。</p> <p>京共基32号宮津市宇文珠間潮鼻 京共基33号宮津市宇文珠大天橋明神鼻 京共基34号宮津市宇須津小字霞が口2509番地 京共基35号与謝郡与謝町宇岩滝小字野田野田川右岸</p>	<p>第一種共同漁業</p> <p>かき漁業、はまぐり漁業、あさりががい漁業、おのががい漁業、みるくい漁業、しらががい漁業、なまこ漁業 1月1日から12月31日まで</p> <p>第一種共同漁業</p> <p>いわし漁業、かれい漁業、ひらめ漁業、あじ漁業、ひいらぎ漁業、ぼら漁業、くろそい漁業、たなご漁業、しまいさき漁業、すずき漁業、こち漁業、このしろ漁業、うなぎ漁業 1月1日から12月31日まで</p> <p>さより漁業 4月1日から11月30日まで</p> <p>かに漁業、えび漁業、とらふぐ漁業、めぼる漁業、めだい漁業、きす漁業 1月1日から12月31日まで</p>	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	団体漁業種	字溝尻	なし

京共第15号	舞鶴市字下安久1013の1 京都府漁業協同組合	宮津市字里波見、字長江、字岩ヶ鼻、字大島の地先	次の京共基36号、ア、イ、ウ及び京共基38号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 京共基36号宮津市字日置、字里波見境界 京共基37号宮津市字里波見小字波見崎 京共基38号宮津市、与謝郡伊根町境界 ア 京共基36号から真方位144度04分1,000メートルの点 イ 京共基37号から真方位 83度15分1,100メートルの点 ウ 京共基38号から真方位193度15分1,800メートルの点	第一種共同漁業 あわび漁業、さざえ漁業、かき漁業、いかい漁業、ばいがい漁業、にないがい漁業、なまこ漁業、たこ漁業、うに漁業 1月1日から12月31日まで わかめ漁業 2月1日から7月31日まで もずく漁業 3月1日から8月31日まで てんぐさ漁業 1月1日から12月31日まで えごり漁業、いぎす漁業 5月1日から8月31日まで あかもく漁業 1月1日から3月31日まで	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	団体漁業種	字里波見、字長江、字岩ヶ鼻、字大島	なし
京共第16号	舞鶴市字下安久1013の1 京都府漁業協同組合	与謝郡伊根町字日出、字平田、字亀島の地先	次の京共基38号、ア、イ、ウ、エ及び京共基41号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 京共基38号宮津市、与謝郡伊根町境界 京共基39号与謝郡伊根町字亀島小字獅子崎 京共基40号与謝郡伊根町字亀島小字鷺崎 京共基41号与謝郡伊根町字亀島小字割栗(二つ岩) ア 京共基38号から真方位193度15分1,800メートルの点 イ 京共基39号から真方位163度15分1,300メートルの点 ウ 京共基40号から真方位113度15分1,100メートルの点 エ 京共基41号から真方位 83度15分1,000メートルの点	第一種共同漁業 あわび漁業、さざえ漁業、かき漁業、いかい漁業、にないがい漁業、とりがい漁業、なまこ漁業、たこ漁業、うに漁業 1月1日から12月31日まで わかめ漁業 2月1日から7月31日まで もずく漁業 3月1日から8月31日まで てんぐさ漁業 1月1日から12月31日まで のり漁業 9月1日から翌年4月30日まで あらめ漁業 2月1日から8月31日まで えごり漁業、いぎす漁業 5月1日から8月31日まで ひじき漁業 1月1日から12月31日まで あかもく漁業 11月1日から翌年3月31日まで	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	団体漁業種	字日出、字平田、字亀島	なし
京共第17号	舞鶴市字下安久1013の1 京都府漁業協同組合	与謝郡伊根町字大原、字新井、字泊、字津母の地先	次の京共基41号、ア、イ、ウ及び京共基43号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 京共基41号与謝郡伊根町字亀島小字割栗(二つ岩) 京共基42号与謝郡伊根町字新井小字高礁 京共基43号与謝郡伊根町字津母、字野室境界 ア 京共基41号から真方位83度15分1,000メートルの点 イ 京共基42号から真方位83度15分1,000メートルの点 ウ 京共基43号から真方位74度54分1,000メートルの点	第一種共同漁業 あわび漁業、さざえ漁業、かき漁業、いかい漁業、ばいがい漁業、にないがい漁業、なまこ漁業、たこ漁業、うに漁業 1月1日から12月31日まで わかめ漁業 2月1日から7月31日まで もずく漁業 3月1日から8月31日まで てんぐさ漁業 1月1日から12月31日まで のり漁業 9月1日から翌年4月30日まで あらめ漁業 2月1日から8月31日まで えごり漁業、いぎす漁業 5月1日から8月31日まで ひじき漁業 1月1日から12月31日まで	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	団体漁業種	字新井、字泊、字津母	なし
				第二種共同漁業 雑魚小型定置漁業、いそうお刺網漁業、えび・かに刺網漁業、いそうおかごなわ漁業、いそうおもんどり漁業、あなご筒漁業、雑魚のせ網漁業 1月1日から12月31日まで				
				第三種共同漁業 雑魚地びき網漁業、雑魚船びき網漁業、つきいそ漁業 1月1日から12月31日まで				
				第二種共同漁業 雑魚小型定置漁業、いそうお刺網漁業、いそうおかごなわ漁業、いそうおもんどり漁業、あなご筒漁業 1月1日から12月31日まで				
				第三種共同漁業 つきいそ漁業 1月1日から12月31日まで				
				第二種共同漁業 雑魚小型定置漁業、いそうお刺網漁業、いそうおかごなわ漁業、いそうおもんどり漁業 1月1日から12月31日まで				

京共第18号	舞鶴市字下安久1013の1 京都府漁業協同組合	与謝郡伊根町字本庄浜、字野室の地先	次の京共基43号、ア、イ、ウ及び京共基45号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 京共基43号与謝郡伊根町字津母、字野室境界 京共基44号与謝郡伊根町字本庄浜、字野室境界 京共基45号与謝郡伊根町字本庄浜、字野室境界 ア 京共基43号から真方位74度54分1,000メートルの点 イ 京共基44号から真方位35度45分1,000メートルの点 ウ 京共基45号から真方位35度45分1,000メートルの点	第一種共同漁業 あわび漁業、さざえ漁業、かき漁業、いかい漁業、ばいがい漁業、なまこ漁業、たこ漁業、うに漁業 1月1日から12月31日まで わかめ漁業 2月1日から7月31日まで もずく漁業 3月1日から8月31日まで てんぐさ漁業 1月1日から12月31日まで のり漁業 9月1日から翌年4月30日まで あらめ漁業 2月1日から8月31日まで えごのり漁業、いぎす漁業 5月1日から8月31日まで ほんだわら漁業 1月1日から12月31日まで 第二種共同漁業 いそうお刺網漁業、いそうおかなわ漁業、いそうおもんどり漁業 1月1日から12月31日まで 第三種共同漁業 雑魚地びき網漁業 1月1日から12月31日まで	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	団体漁業種	字本庄浜、字野室	なし
京共第19号	舞鶴市字下安久1013の1 京都府漁業協同組合	与謝郡伊根町字蒲入の地先	次の京共基45号、ア、イ、ウ及び京共基47号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 京共基45号与謝郡伊根町字本庄浜、字野室境界 京共基46号与謝郡伊根町字蒲入小字大崎 京共基47号与謝郡伊根町字蒲入小字釜屋 ア 京共基45号から真方位35度45分1,000メートルの点 イ 京共基46号から真方位35度45分1,000メートルの点 ウ 京共基47号から真方位15度45分1,215メートルの点	第一種共同漁業 あわび漁業、さざえ漁業、かき漁業、いかい漁業、ばいがい漁業、にないがい漁業、なまこ漁業、たこ漁業、うに漁業 1月1日から12月31日まで わかめ漁業 2月1日から7月31日まで もずく漁業 3月1日から8月31日まで てんぐさ漁業 1月1日から12月31日まで のり漁業 9月1日から翌年4月30日まで あらめ漁業 2月1日から8月31日まで えごのり漁業 5月1日から8月31日まで ほんだわら漁業、ひじき漁業、あかもく漁業 1月1日から12月31日まで 第二種共同漁業 雑魚小型定置漁業、いそうお刺網漁業、いそうおかなわ漁業、いそうおもんどり漁業 1月1日から12月31日まで	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	団体漁業種	字蒲入	なし
京共第20号	舞鶴市字下安久1013の1 京都府漁業協同組合	与謝郡伊根町字蒲入の地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 京共基46号与謝郡伊根町字蒲入小字大崎 ア 京共基46号から真方位20度22分1,908メートルの点 イ 京共基46号から真方位28度08分3,257メートルの点 ウ 京共基46号から真方位64度41分3,362メートルの点 エ 京共基46号から真方位73度55分1,911メートルの点	第三種共同漁業 つきいそ漁業 1月1日から12月31日まで	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	団体漁業種	字蒲入	なし
京共第21号	舞鶴市字下安久1013の1 京都府漁業協同組合	与謝郡伊根町字蒲入、京丹後市丹後町袖志の地先	次の京共基48号、ア、イ及び京共基47号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 京共基47号与謝郡伊根町字蒲入小字釜屋 京共基48号京丹後市丹後町袖志小字下清水 ア 京共基48号から真方位15度45分1,200メートルの点 イ 京共基47号から真方位15度45分1,215メートルの点	第一種共同漁業 あわび漁業、さざえ漁業、かき漁業、いかい漁業、ばいがい漁業、にないがい漁業、なまこ漁業、たこ漁業、うに漁業 1月1日から12月31日まで わかめ漁業 2月1日から7月31日まで もずく漁業 3月1日から8月31日まで てんぐさ漁業 1月1日から12月31日まで のり漁業 9月1日から翌年4月30日まで あらめ漁業 2月1日から8月31日まで ほんだわら漁業、ひじき漁業、あかもく漁業、あおのり漁業、はばのり漁業 1月1日から12月31日まで 第二種共同漁業 いそうお刺網漁業、いそうおかなわ漁業、いそうおもんどり漁業 1月1日から12月31日まで	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	団体漁業種	伊根町字蒲入、京丹後市丹後町袖志	なし

京共第22号	舞鶴市宇下安久1013の1 京都府漁業協同組合	京丹後市丹後町の地先	<p>次の京共基48号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及び京共基57号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>京共基48号京丹後市丹後町袖志小字下清水 京共基49号京丹後市丹後町経ヶ岬大崎突角岩石 京共基50号京丹後市丹後町袖志小村崎突角岩石 京共基51号京丹後市丹後町尾和友ヶ鼻突角岩石 京共基52号京丹後市丹後町平、此代境界 京共基53号京丹後市丹後町此代、筆石境界突角岩石 京共基54号京丹後市丹後町筆石コノシタハマ 京共基55号京丹後市丹後町竹野、間人境界(立岩) 京共基56号京丹後市丹後町間人墓の下突角岩石東側 京共基57号京丹後市丹後町、京丹後市網野町境界</p> <p>ア 京共基48号から真方位 15度45分1,200メートルの点 イ 京共基49号から真方位 353度15分1,200メートルの点 ウ 京共基49号から真方位 326度15分1,200メートルの点 エ 京共基50号から真方位 23度15分1,200メートルの点 オ 京共基51号から真方位 334度20分1,200メートルの点 カ 京共基52号から真方位 0度26分1,200メートルの点 キ 京共基53号から真方位 353度15分1,200メートルの点 ク 京共基53号から真方位 287度15分1,200メートルの点 ケ 京共基54号から真方位 328度15分1,200メートルの点 コ 京共基55号から真方位 330度45分1,200メートルの点 サ 京共基56号から真方位 310度15分1,200メートルの点 シ 京共基57号から真方位 338度15分1,200メートルの点</p>	<p>第一種共同漁業</p> <p>あわび漁業、さざえ漁業、かき漁業、いかい漁業、ばいがい漁業、にないがい漁業、なまこ漁業、たこ漁業、うに漁業 1月1日から12月31日まで</p> <p>わかめ漁業 2月1日から7月31日まで</p> <p>もずく漁業 3月1日から8月31日まで</p> <p>てんぐさ漁業 1月1日から12月31日まで</p> <p>のり漁業 9月1日から翌年4月30日まで</p> <p>あらめ漁業 2月1日から8月31日まで</p> <p>ほんだわら漁業、ひじき漁業、あかもく漁業、あおのり漁業、はばのり漁業 1月1日から12月31日まで</p> <p>第二種共同漁業</p> <p>雑魚小型定置漁業、いそうお刺網漁業、いそうおかごなわ漁業、いそうおもんどり漁業 1月1日から12月31日まで</p> <p>第三種共同漁業</p> <p>雑魚地びき網漁業 3月1日から11月30日まで</p>	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	団体漁業種	丹後町 袖志、尾和、久僧、上野、平、此代、筆石、竹野、間人	なし
京共第23号	舞鶴市宇下安久1013の1 京都府漁業協同組合	京丹後市網野町の地先	<p>次の京共基57号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び京共基64号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>京共基57号京丹後市網野町、京丹後市網野町境界 京共基58号京丹後市網野町掛津前浜岩頂点 京共基59号京丹後市網野町万畳鼻突角岩石 京共基60号京丹後市網野町千石頂上 京共基61号京丹後市網野町六崎突角岩石 京共基62号京丹後市網野町浜詰シイタリ島頂点 京共基63号京丹後市網野町浜詰小泊鼻突角岩石 京共基64号京丹後市網野町、京丹後市久美浜町境界地先の鶴ヶ島東端</p> <p>ア 京共基57号から真方位 338度15分1,200メートルの点 イ 京共基58号から真方位 313度15分1,200メートルの点 ウ 京共基59号から真方位 324度20分1,200メートルの点 エ 京共基60号から真方位 333度15分1,200メートルの点 オ 京共基61号から真方位 333度15分1,200メートルの点 カ 京共基62号から真方位 313度15分1,200メートルの点 キ 京共基63号から真方位 273度15分1,200メートルの点 ク 京共基64号から真方位 330度45分1,200メートルの点</p>	<p>第一種共同漁業</p> <p>あわび漁業、さざえ漁業、かき漁業、いかい漁業、ばいがい漁業、にないがい漁業、なまこ漁業、たこ漁業、うに漁業 1月1日から12月31日まで</p> <p>わかめ漁業 3月1日から7月31日まで</p> <p>もずく漁業 3月1日から8月31日まで</p> <p>てんぐさ漁業 1月1日から12月31日まで</p> <p>のり漁業 9月1日から翌年4月30日まで</p> <p>あらめ漁業、ほんだわら漁業 1月1日から12月31日まで</p> <p>第二種共同漁業</p> <p>雑魚小型定置漁業、いそうお刺網漁業 1月1日から12月31日まで</p> <p>きず・うしのした刺網漁業 4月1日から10月31日まで</p> <p>いそうおかごなわ漁業、いそうおもんどり漁業 1月1日から12月31日まで</p> <p>第三種共同漁業</p> <p>雑魚地びき網漁業 3月1日から11月30日まで</p>	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	団体漁業種	網野町 三津、掛津、島津、網野、浅茂川、下岡、小浜、高橋、磯、塩江、浜詰、木津	なし
京共第24号	舞鶴市宇下安久1013の1 京都府漁業協同組合	京丹後市久美浜町の地先	<p>次の京共基64号、ア、イ、ウ、エ、オ、京共基72号及び京共基102号の各点を順次に結んだ線、京共基102号から京共基101号に至る最大高潮時海岸線、京共基101号と京共基07号を結んだ線並びに京共基67号から京共基64号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>京共基64号京丹後市網野町、京丹後市久美浜町境界地先の鶴ヶ島東端 京共基65号京丹後市久美浜町湊宮夷島中央点 京共基67号京丹後市久美浜町湊宮水戸口突角 京共基71号京丹後市久美浜町旭黒崎突角 京共基72号京都府、兵庫県境界地先の平岩中央 京共基101号京丹後市久美浜町大向水戸口突端 京共基102号京都府、兵庫県境界</p> <p>ア 京共基64号から真方位 330度45分1,200メートルの点 イ 京共基65号から真方位 332度15分1,200メートルの点 ウ 京共基67号から真方位 358度15分1,300メートルの点 エ 京共基71号から真方位 25度15分1,200メートルの点 オ 京共基72号から真方位 353度45分1,500メートルの点</p>	<p>第一種共同漁業</p> <p>あわび漁業、さざえ漁業、かき漁業、いかい漁業、ばいがい漁業、にないがい漁業、なまこ漁業、たこ漁業、うに漁業 1月1日から12月31日まで</p> <p>わかめ漁業 3月1日から7月31日まで</p> <p>もずく漁業 3月1日から8月31日まで</p> <p>てんぐさ漁業 1月1日から12月31日まで</p> <p>のり漁業 9月1日から翌年4月30日まで</p> <p>あらめ漁業 1月1日から12月31日まで</p> <p>えごのり漁業 5月1日から9月30日まで</p> <p>ほんだわら漁業 1月1日から12月31日まで</p> <p>つまた漁業 4月1日から7月31日まで</p>	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	団体漁業種	久美浜町	なし

				第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業、いそうお刺網漁業、えび・かに刺網漁業、いそうおかなわ漁業、いそうおもんどり漁業、あなご筒漁業 1月1日から12月31日まで				
				第三種共同漁業	雑魚地ひき網漁業 3月1日から11月30日まで				
京共第25号	舞鶴市字下安久1013の1 京都府漁業協同組合	京丹後市久美浜町の地先	次のアを中心として半径200メートルの線によって囲まれた区域 京共基67号京丹後市久美浜町湊宮水戸口突角 ア 京共基67号から真方位25度15分1,600メートルの点	第一種共同漁業	あわび漁業、さざえ漁業、なまこ漁業、たご漁業 1月1日から12月31日まで わかめ漁業 3月1日から7月31日まで あらめ漁業、ほんだわら漁業 1月1日から12月31日まで	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	団体漁業種	久美浜町	なし
京共第26号	舞鶴市字下安久1013の1 京都府漁業協同組合	京丹後市久美浜町の地先	次のアを中心として半径300メートルの線によって囲まれた区域 京共基71号京丹後市久美浜町旭黒崎突角 ア 京共基71号から真方位22度15分1,800メートルの点	第一種共同漁業	あわび漁業、さざえ漁業、なまこ漁業、たご漁業 1月1日から12月31日まで わかめ漁業 3月1日から7月31日まで あらめ漁業、ほんだわら漁業 1月1日から12月31日まで	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	団体漁業種	久美浜町	なし
京共第27号	舞鶴市字下安久1013の1 京都府漁業協同組合	久美浜湾	次の京共基68号と京共基69号を結んだ線と同線以南の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 京共基68号京丹後市久美浜町大向ヒデ1589番地の久美浜街道第1曲角標杭 京共基69号京丹後市久美浜町湊宮石垣角	第一種共同漁業	かき漁業、にないがい漁業、はまぐり漁業、とりがい漁業、おおのがい漁業、しじみががい漁業、あかがい漁業、いたやがい漁業、たいらぎ漁業、なまこ漁業、たご漁業 1月1日から12月31日まで もずく漁業 5月1日から12月31日まで おごり漁業 7月1日から8月31日まで				
				第五種共同漁業	いわし漁業、かれい漁業、ひらめ漁業、あじ漁業、ひいらぎ漁業、ぼら漁業、くろだい漁業、くろそい漁業、しまいさき漁業、すずき漁業、はぜ漁業、こち漁業、このしろ漁業、うなぎ漁業、さより漁業、かに漁業、えび漁業、さば漁業、さつば漁業、いしだい漁業、いもち漁業、かわはぎ漁業、あいご漁業、ぶり漁業、いか漁業、きす漁業、あかえい漁業 1月1日から12月31日まで	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで	団体漁業種	久美浜町	なし